

## 議第200号

### 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年11月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

#### 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第28号中「第4条第2項および第3項」を「第4条第3項および第5項」に、「19,300円」を「24,400円」に、「17,900円」を「18,500円」に改める。

#### 付 則

- この条例は、令和2年3月1日から施行する。
- 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第3項の規定に基づく二級建築士または木造建築士の免許を受けようとする者であって、この条例の施行の日前に知事の行う二級建築士試験に合格したもの（沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第115号）第100条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。）または木造建築士試験に合格したものに対する改正後の第2条第2項第28号の規定の適用については、同号中「24,400円」とあるのは、「19,300円」とする。